

件名	県道交差点の指定方向外進行禁止の標識について
受付日	令和4年6月24日
ご意見・ご提案の概要	<p>大縄場大橋南詰交差点には、現在、指定方向外進行禁止の標識が設置されていない。片側2車線以上で中央分離帯が設置されている交差点には、おおむね指定方向外進行禁止の標識が設置されている。</p> <p>標識の未設置による事故が発生したとは聞いていないが、誤って進行する可能性があるため、標識を設置すべきではないかと考えている。</p>
県の考え方	<p>意見をいただきました大縄場大橋南詰（大縄場大橋東）交差点に、指定方向外進入禁止の標識を設置します。</p>
担当課	県土整備部 道路維持課